

令和8年度

資材価格調査等業務

特別仕様書

関東農政局土地改良技術事務所

第1章 総 則
(適用範囲)

第1-1条

本業務の実施にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)
第1-2条

本業務は、農林水産省関東農政局管内における建設資材等の実勢取引価格を調査し、令和8年度及び令和9年度(以下「次年度」という。)における直轄工事の設計・積算に用いる設計材料単価等を決定するための基礎資料を得ることを目的とする。

(調査対象)
第1-3条

調査対象範囲は、関東農政局管内における国営農業農村整備事業の実施範囲で、別紙-1に示す地域名・地区名のとおりである。

なお、重仮設材等保有量実態調査の対象地域は、関東農政局管内における国営農業農村整備事業の実施都県及び事業の重仮設資材の取引実績に基づき、以下を対象とする。

茨 城 県	栃 木 県	群 馬 県	埼 玉 県	千 葉 県	東 京 都
神 奈 川 県	山 梨 県	長 野 県	静 岡 県	新 潟 県	愛 知 県

(管理技術者)
第1-4条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格等	部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学 建設-施工計画・施工設備及び積算
	建設	施工計画・施工設備及び積算
	農業	農業土木又は農業農村工学
博士	農学、工学	
シビルコンサルティ ングマネージャー	農業土木又は施工計画・施工設備及び積算	

(担当技術者)
第1-5条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)
第1-6条

共通仕様書第1-11条における業務計画書の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく業務実績データの登録にあたっては、次によるものとする。

1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

<p>(保険加入) 第1-7条</p>	<p>する。</p> <p>受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>
<p>(機密の保持) 第1-8条</p>	<p>受注者は、本業務にかかる一切の成果を発注者の許可なく公表又は引用してはならない。</p>
<p>(著作物の使用等) 第1-9条</p>	<p>1. 受注者は、本業務のため作成し提供する成果物に著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物及び著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物（以下「著作物等」という。）が含まれる場合には、その使用に関する一切の責任を負うものとする。</p> <p>また、当該著作物等が受注者の著作物でない場合は、受注者がその責任において当該著作物の著作者から使用許諾を得て、あらかじめ権利問題等の解決を図っておくものとする。</p> <p>2. 発注者は、本業務の成果物のうち著作物等に該当する部分は、著作者の許諾を得た範囲内において、自由に使用、複製、展示、配布、改変、公表、頒布、譲渡、貸与等できるものとする。</p> <p>3. 一般財団法人建設物価調査会が発行・サービスする「建設物価」、「土木コスト情報」、「Web建設物価」及び一般財団法人経済調査会が発行・サービスする「積算資料」、「土木施工単価」、「積算資料電子版」（以下「市販図書等」という。）による調査価格については、業務請負契約書第6条第1項、第2項及び第4項は適用しない。</p>
<p>(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1-10条</p>	<p>本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 審査項目 a)～c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 2. 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 3. その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 4. 業務成果品のミス、不備 等
<p>第2章 業務内容 (業務概要) 第2-1条</p>	<p>本業務は、以下の調査を行うものであり、1.～3. 及び5. については実</p>

勢取引価格（消費税及び地方消費税を含まず）を調査するものである。

1. 建設資材価格定期調査

(1) 特別調査

一般に使用される建設資材のうち、市販図書等に掲載がない資材は、以下及び第2-3条の条件により調査する。

1) 地域資材

地域資材は、県単位で価格が設定されるもので調査対象の規格数については別紙-2に示すとおりである。

2) 地区資材

地区資材は、市町村単位で価格が設定されるもので調査対象の規格数については、別紙-4に示すとおりである。

(2) 一般調査（購入）

一般に使用される建設資材のうち、市販図書等に掲載している資材等で、受注者はこれを単価データとして購入のうえ、発注者のコンピュータシステムに登録等を行うため、別に貸与を行う「資材等価格表（令和8年4月期）」及び「基礎単価平均化ツール入力シート作成要領」に基づき、別紙-8に示す基礎単価平均化ツール入力シート（以下「入力シート」という。）を一般財団法人建設物価調査会及び一般財団法人経済調査会の両調査会分作成し、提出するものとする。なお、調査資材等が記載された入力シートデータは、契約後に発注者が提供する。調査対象の規格数は別紙-6に示すとおりである。

1) 地域資材単価及び地区資材単価

市販図書等に掲載がある資材単価である。

2) 市場単価及び土木工事標準単価

市販図書等に掲載がある価格である。

3) 機械器具賃料

市販図書等に掲載がある機械の賃料である。

4) 仮設材損料基礎価格・仮設材賃料

市販図書等に掲載がある仮設材損料基礎価格及び仮設材賃料である。

2. 建設資材価格次年度調査

(1) 特別調査

1) 地域資材及び地区資材

調査は、1. (1) の特別調査によるものとする。なお、調査対象資材及び資材数は別紙-2、3、4に示すとおりである。

2) 事業所単独資材

事業所単独資材は、地域資材・地区資材に無い資材で、事業(務)所・支所毎の必要性により調査を行うもので、調査対象の規格数については別紙-5に示すとおりである。

(2) 一般調査（購入）

一般調査の調査対象資材及び規格数は別紙-6のとおりである。

1) 地域資材、地区資材、市場単価及び土木工事標準単価、機械器具賃料及び仮設材損料基礎価格・仮設材賃料

調査は、1. (2) 1) ～4) によるものとする。

2) 基準材料単価（施工パッケージ型積算方式）

市販図書等に掲載がある資材単価、機械器具賃料である。

3. 産業廃棄物処理費調査

調査対象品目については、建設工事に伴って発生する産業廃棄物のうち、建設廃材（アスファルト廃材・コンクリート廃材（無筋）・コンクリート廃材（有筋）・二次製品廃材）、廃プラスチック類（廃シート類：土砂混入）、金属くず、汚泥（舗装切断時に発生する排水）、廃木材（建設木くず）とし、中間処分費及び最終処分費の調査を行う。

令和8年度資材等価格表記載（予定）の処理業者数は、別紙－7のとおりであるが、自治体毎の産業廃棄物処分業者名簿から新規許可、許可期限を越えた業者を確認のうえ調査する。

4. 公共事業労務費調査

公共事業の工事費積算に用いる公共工事労務単価を決定するための基礎資料として、公共事業等に従事した建設労働者に支払われた賃金を、都県別かつ職種別に把握するものである。

調査は、公共事業労務費調査連絡協議会が作成する「公共事業労務費調査の手引き」及び「オンライン調査に関する資料」に基づき、調査対象工事の受注業者（元請業者及び下請業者）（以下「工事受注業者」という。）が記入した調査票等の内容を確認し、一次審査の実施及び二次審査の立ち合いを行うものとする。

調査件数は別紙－9のとおり予定している。

※「公共事業労務費調査の手引き」及び「オンライン調査に関する資料」については、国土交通省HPからダウンロードすることが出来る。

5. 建設資材価格随時調査

資材等価格表（労務単価・資材単価及び機械損料・仮設材損料）（以下、資材等価格表）、市販図書等に掲載のない資材等で、業務・工事の積算に必要が生じた都度行う価格調査である。

調査は、資材等の取引実態に基づき実勢取引価格（消費税及び地方消費税を含まず）の調査を実施するものとする。

調査品目数は別紙－10のとおり予定している。

なお、別紙－10に示す資材区分の分類は、別紙－11を参考に行うものとする。

6. 重仮設材等保有量実態調査

第2－2条3. の調査対象業者に対し、第2－4条7. に示す資材について、保管場所ごとに通常取引される規格の保有量状況を調査・集計する。

（調査対象業者の
選定）
第2－2条

1. 建設資材価格（定期、次年度、随時）調査

調査対象業者は、調査の目的にあった取引が集中する流通段階（メーカー、問屋及び特約店など）における取り扱い業者を母集団とし、その中から対象資材の取扱量が多くかつ信頼度の高い、代表的な業者を選定するものとする。

選定方法は、対象資材の販売高、又は主なメーカーとの取引高、販売エリア等のデータについて各種資料を基に調べるほか、調査対象地域内の購入実績等も参考に、受注者の知識、経験による判断を加え、母集団を代表する上位業者の中から市場価格を特定するのに必要な数を選定するものとする。

2. 産業廃棄物処理費調査

産業廃棄物処分許可業者名簿に記載があり、直轄事業実施地区とそれに境

界を接する市町村内の中間処理業者及び最終処分業者を対象とする。

3. 公共事業労務費調査

調査対象工事及び工事受注業者については、9月末頃に公共事業労務費調査連絡協議会から指示があることから、同時期に監督職員より指示するものとする。

4. 重仮設材等保有量実態調査

調査対象業者は、過去に管内発注工事で搬入実績のある業者及び重仮設材の形状、規格、長さ等使用者の要望に応えられる業者を対象とする。

なお、対象業者は、別紙-14のとおりであるが、第1-3条に示す地域と取引実績を有する業者が他にある場合は、監督職員と協議のうえ追加調査するものとする。

(価格の条件)

第2-3条

建設資材価格(定期、次年度、随時)調査条件は、以下のとおりとする。

1. 取引数量

大口需要者を対象とした継続的な取引において、最も一般的とみなされる取引数量を基準とする。

2. 荷渡し条件

荷渡し条件は、現場着単価とする。

但し、対象資材によってこれによりがたい場合は、通常行われている商習慣に従って、工場渡し及び問屋倉庫渡し等とし、その旨を報告書に記載しなければならない。

3. 決済条件

決済条件は、現金決済を原則とする。

なお、60日以内の支払いは、現金決済と同様とする。

(調査方法)

第2-4条

1. 建設資材価格定期調査

(1) 特別調査

特別調査は、調査対象業者を訪問して行う「面接調査」又は電話で聞き取りを行う「電話調査」を基本とし、必要に応じ補足調査を行うものとする。

上記の方法で調査できない場合は、メーカー又は取扱い業者を調査対象業者とし、見積徴集等を行い報告することができる。

地区資材の調査にあたっては、事業(務)所・支所の令和8年度工事实施予定場所により調査都市を設定して調査を行うものとする。調査都市については、契約後に監督職員と相互に確認を行うものとする。

なお、関係市町村は別紙-1を想定している。

(2) 一般調査(購入)

一般調査は、市販図書等に掲載されている価格を調査するものとする。

なお、調査対象となる価格データは、磁気記憶媒体等に格納し、複数のコンピュータで共同利用するため、市販図書等の発行元に共同利用の許諾を得ることとし、それにかかる費用を負担するものとする。

2. 建設資材価格次年度調査

(1) 特別調査

特別調査は、第2-4条1.(1)に準じて行うものとする。

- 1) 地区資材の調査にあたっては、事業(務)所・支所の令和9年度工事实施予定場所(監督職員提供)により調査都市を設定して調査を行うものとする。

なお、関係市町村は別紙-1を想定している。

- 2) 事業所単独資材については、監督職員が調査前に事業(務)所・支所から聞き取りを行い、調査品目を決定するものとする。

(2) 一般調査(購入)

一般調査は、第2-4条1.(2)に準じて行うものとする。

3. 産業廃棄物処理費調査

産業廃棄物処理費調査は、電話調査又は通信調査により行うものとする。ただし、令和8年度資材等価格表記載の調査先と違う場合は、各地方公共団体が発行する産業廃棄物処理業に係る許可番号が確認出来る資料を報告するものとする。

なお、処理費は処理場までの運搬費を含まず、消費税抜きの価格を報告するものとする。

4. 公共事業労務費調査

公共事業労務費調査は、書面調査とオンライン調査の実施とし、下記項目を実施するものである。

なお、オンライン調査は、調査対象工事について調査表の提出・管理・審査をシステム上で実施するものであり、公共事業労務費調査連絡協議会が作成する「オンライン調査に関する資料」を熟読の上実施されたい。

(1) 調査対象工事件数

調査対象工事件数は、監督職員が指示した工事のうち、調査票等の提出がなかった工事を除き、受注者が行う一次審査及び公共事業労務費調査地方連絡協議会が行う二次審査により当該工事に係る全調査票が無効となった工事を含むものとする。

(2) 調査日程表の作成

監督職員が指示した調査対象工事について、調査会場における審査の日程表を作成し、事前に監督職員に報告するものとする。また、調査日程を変更する場合は速やかに監督職員に連絡し、その承諾を得るものとする。

(3) 一次審査

- 1) 受注者は、工事受注業者が郵送、電送又はオンライン入力にて提出する調査票、各種手当て内訳票及び臨時の給与年計票等を、下記に基づき個々に審査する。

郵送及び電送：「公共事業労務費調査の手引き」

オンライン調査：「オンライン調査に関する資料」

※オンラインシステムは令和8年9月下旬より利用可能見込み

- 2) 受注者は、必要が生じた場合、調査票等の記載内容について、工事受注業者に対する電話等による聞き取り等、補充調査を行う。

- 3) 受注者は、調査票について、以下の①～③に示す作業を二次審査までに行う。

①調査結果の電子データ化

- ・公共事業労務費調査・賃金調査票
- ・公共事業労務費調査・補足調査票

②電子データの集計システムへの入力

③集計システムによるエラーチェック及び修正

4) 受注者は、工事受注業者から必要書類を郵送又は電送、システム入力にて提出のあった、書面、データを調査するものとする。
なお、工事受注業者が会場調査を希望してきた場合は、監督職員と協議の上、調査日程等の調整を行う。

(4) 二次審査

受注者は、公共事業労務費調査地方連絡協議会が行う二次審査へ立ち会うものとする。

なお、調査会場については、下記に示すとおりであり、決定次第監督職員より連絡するものとする。

県名	調査会場	実施日	調査実日数
埼玉	さいたま市内（未定）	12月中旬	1日（日帰り）
愛知	名古屋市内（未定）	12月中旬	1日（日帰り）

※さいたま市は「関東地方整備局管内」、名古屋市は「中部地方整備局管内」の事業（務）所分の調査票審査を行う。

(5) 審査結果の整理・分析

1) 無効調査票の整理・分析

受注者は、審査過程において無効となった調査票について、無効となった原因別に調査票数を整理し、その分析を行う。

2) 調査票等の記入ミスの整理・分析等

受注者は、調査票、各種手当で内訳票及び臨時の給与年計票の記入ミスの内容を記入項目毎に整理し、記入ミスの原因及び防止対策について、整理・分析等を行う。

5. 建設資材価格随時調査

特別調査として行う。

特別調査は、調査対象業者を訪問して行う「面接調査」又は電話で聞き取りを行う「電話調査」を基本とし、必要に応じ補足調査を行うものとする。

上記の方法で調査できない場合は、メーカー又は取扱業者を調査対象業者とし、見積徴集等を行い報告することができる。

6. 注意事項

規格・仕様等に特に指定のない場合は、以下の図書に適合する建設資材価格を調査するものとする。

なお、最新の図書が発刊された場合は最新版を適用するものとする。

- (1) 「土木工事共通仕様書 平成15年3月 農林水産省農村振興局」
- (2) 「施設機械工事等共通仕様書 平成26年3月 農林水産省農村振興局」
- (3) 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）令和4年度版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修」

7. 重仮設材等保有量実態調査

調査対象資材については、下表に示すものとし、調査票を作成のうえ郵送等により調査するものとする。

なお、調査票の内容については監督職員と事前に協議を行うものとする。

仮設材名	単位	備考
鋼矢板	ton	2型、3型、4型、5 L型

	軽量鋼矢板	ton	1型、2型、3型
	H形鋼	ton	200型、250型、300型、350型、400型、594型
	鋼製山留材	ton	250型、300型、350型、400型、500型
	覆工板	m ²	鋼製、鋼製・滑止付、コンクリート製
	敷鉄板（鋼板）	枚	22×914×1829 22×1219×2438 22×1524×3048 22×1524×6096 25×914×1829 25×1219×2438 25×1524×3048 25×1524×6096
	敷鉄板（縞鋼板）	枚	22×914×1829 22×1219×2438 22×1524×3048 22×1524×6096
	たて込み簡易土留	m ²	軽量型、標準型

(調査時期等)
第2-5条

1. 建設資材価格定期調査
 - (1) 特別調査

改定月の前々月の下旬から改定月の前月の上旬までの市場における取引実態を毎月調査するものとする。なお、価格改定は令和8年6月～令和9年2月とする。
 - (2) 一般調査（購入）

令和8年5月号～令和9年2月号の市販図書等の掲載価格を毎月調査するものとする。ただし、市場単価及び土木工事標準単価は、夏号、秋号、冬号に掲載される単価を調査する。
2. 建設資材価格次年度調査
 - (1) 特別調査

令和9年1月下旬から2月上旬までの市場における取引実態を調査するものとする。
 - (2) 一般調査（購入）

令和9年3月号における市販図書等にある単価を調査するものとする。ただし、市場単価及び土木工事標準単価は、令和9年春号に掲載される単価を調査するものとする。
また、基準材料単価（施工パッケージ型積算方式）については、令和8年4月号の単価を報告するものとする。
3. 産業廃棄物処理費調査

令和9年2月1日時点の各々の処理業者の処理費用を調査し報告するものとする。

<p>(調査価格の決定) 第2-6条</p>	<p>4. 公共事業労務費調査 調査の時期は、令和8年10～12月を予定している。</p> <p>5. 建設資材価格随時調査 発注者からの依頼書（別紙-12）及び建設資材単価調査品目表（別紙-13）により調査を行うものとする。</p> <p>6. 重仮設材等保有量実態調査 令和8年7月末時点の保有量を調査するものとする。</p> <p>1. 建設資材価格（定期、次年度、随時）調査 特別調査による資材等の価格は、調査時点において実勢取引価格が最も多かった価格（最頻値）によるものとし、取引実績が少なく、価格の決定が困難なものについては類似資材の周辺価格、経済動向等を考慮した、適正な価格としなければならない。 なお、価格の決定方法及び調査依頼と報告内容（資材等の規格・仕様）との整合などについて、管理技術者による事前確認を行い、発注者に調査価格を報告するものとする。</p> <p>2. 産業廃棄物処理関係調査 産業廃棄物処理費調査については、各々の処理業者の処理費用とする。</p>
<p>(価格の決定根拠) 第2-7条</p>	<p>1. 価格決定根拠 建設資材価格定期調査のうち監督職員が指示する5品目と、建設資材価格随時調査のうち監督職員が指示する10品目について、資材価格決定根拠を説明するものとする。 なお、説明内容は以下によるものとする。</p> <p>(1) 価格決定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 調査対象業者の選定方法 2) 価格調査を行ったメーカー等の価格調査状況 3) 調査価格の信頼性判定 4) 最終価格の決定 <p>(2) 受注者内部の審査状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 内部の審査結果 2) 内部審査資料 <p>(3) その他、監督職員の指示する内容</p>
<p>(再委託) 第2-8条</p>	<p>業務請負契約書第7条（一括再委託等の禁止）第1項に規定する「主たる部分」とは、共通仕様書第1-28条に示すほか、次の事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 調査実施にあたっての計画策定 2. 調査対象業者の選定 3. 価格調査（面接調査・通信調査等） 4. 調査価格の決定（一般調査資材を除く） 5. 価格決定資料の作成（一般調査資材を除く）
<p>(資料の貸与) 第2-9条</p>	<p>本業務に必要と認められる発注者の貸与資料については以下のとおりである</p>

がその取り扱いについては、十分留意すること。

別紙－２～７に示す資材等の規格の詳細は、貸与資料を参照することとする。

受注者は、発注者が提供するデータファイルについて、発注者の承諾なくプログラム等を変更してはならない。また、発注者が提供する全ての資料について、本契約に基づく成果品の作成以外の目的で使用してはならない。

なお、貸与資料については使用後速やかに返却するものとする。

1. 資材等価格表（労務単価・資材単価） 令和８年４月（予定）
2. 資材等価格表（機械損料・仮設材損料） 令和８年４月（予定）
3. 資材等価格表（産業廃棄物処理費） 令和８年４月（予定）
4. 令和６年度資材価格定期調査等業務報告書
令和６年度資材価格随時調査業務報告書
5. 関東農政局設計材料単価決定要領
6. 基礎単価平均化ツール入力シート作成要領

第３章 打合せ
（打合せ）
第３－１条

共通仕様書第１－１０条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回：業務着手段階

第２回：公共事業労務費調査作業着手段階、価格決定根拠説明時点①

第３回：次年度調査資材検討時点、価格決定根拠説明時点②

最終回：報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打合せ記録簿を作成し、打合せの都度、その内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第１－１１条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第４章 成果物
（成果物）
第４－１条

成果物を共通仕様書第１－１７条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 調査報告書

作成段階は以下のとおりとする。

- (1) 建設資材価格定期調査は、原則、市販図書等に掲載がない資材については調査月、市販図書等に掲載がある資材については価格が掲載される月号の前月25日（25日が休日等の場合は翌営業日）まで
- (2) 建設資材価格次年度調査及び産業廃棄物処理関係調査は令和９年３月24日まで
- (3) 建設資材価格随時調査は、随時調査依頼書毎とする。
- (4) 重仮設材等保有量実態調査は、令和８年12月24日まで

2. 標準積算システム取込用単価データ

- (1) 建設資材単価定期調査及び建設資材価格次年度調査を行った資材については、別紙－８に示す入力シートにより作成して提出するものとする。

3. 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副２部

<p>(成果物の提出) 第4-2条</p>	<p>このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R等）により別途1部を提出するものとする。</p> <p>4. 成果物の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 〒332-0026 埼玉県川口市南町2-5-3 関東農政局土地改良技術事務所</p>
<p>第5章 契約変更 (契約変更) 第5-1条</p>	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第1-3条に示す調査対象範囲に変更が生じた場合。 2. 第2章に示す業務内容、調査規格及び数量等に変更が生じた場合。 3. 第3-1条に示す打合せに変更が生じた場合。 4. 第4-1条に示す成果物に変更が生じた場合。 5. 履行期間の変更が生じた場合。
<p>(業務スライドの 試行) 第5-2条</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。 2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 3) 発注者又は受注者は、2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。 5) 2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2)中「業務契約結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、2)～5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。

- 7) 6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8) 4) 及び7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が 2)、6) の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 9) 業務スライドの試行に係る運用については、1) に記載の通知に基づくものとする。

第6章 定めなき
事項
(定めなき事項)
第6-1条

この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

調査対象地域一覧表

地域名	地区名	関係市町村	事業(務)所名	住 所
茨城	御前山	常陸大宮市 (旧御前山村)	那珂川沿岸農業水利事業所	茨城県水戸市中河内町960-1
	常北	那珂市 (旧瓜連町)、城里町、常陸大宮市 (旧大宮町)		
	水戸	水戸市、ひたちなか市、那珂市 (旧那珂町)、茨城町、大洗町、東海村	茨城中部農地整備事業所	茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1023-1
	鬼怒川南部	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、八千代町	栃木南部農業水利事業所 鬼怒川南部支所	栃木県小山市中央町3-7-1
小山市、真岡市				
栃木	栃木南部	栃木市、小山市、野木町	栃木南部農業水利事業所	栃木県小山市中央町3-7-1
埼玉	荒川中部	本庄市、深谷市、寄居町	荒川中部農業水利事業所	埼玉県深谷市岡2381-1
千葉	印旛沼	佐倉市、成田市、八千代市、印西市、栄町、酒々井町	印旛沼二期農業水利事業所	千葉県佐倉市宮小路町28
	手賀沼	船橋市、松戸市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市	手賀沼農地防災事業所	千葉県印西市木下東2-4-1
静岡	浜松	浜松市 (旧浜松市、旧浜北市、旧細江町)	三方原用水二期農業水利事業所	静岡県浜松市中区砂山町350-5
	天竜	浜松市 (旧天竜市)		
	袋井・磐田	磐田市・袋井市	西関東土地改良調査管理事務所	静岡県菊川市加茂2280-1
5 県	11地区		9 事業所等	

次年度建設資材価格調査 特別調査資材（関東独自地域資材単価）

（単位：規格数）

分類 1		分類 2		次年度 調査
コード	名 称	コード	名 称	
C1	関東独自	22	空気弁	5
			合 計	5

次年度建設資材価格調査 特別調査資材（機械器具賃料）

（単位：規格数）

分類 1		分類 2		次年度 調査
コード	名 称	コード	名 称	
06	その他の機器	010	グラインダー	5
06	その他の機器	011	パイプカッター	5
06	その他の機器		ジェットヒータ	20
07	試験測定機器	009	試験測定機器	140
			合 計	170

次年度建設資材価格調査 特別調査資材（仮設材損料基礎価格）

（単位：規格数）

分類 1		分類 2		次年度 調査
コード	名 称	コード	名 称	
09	電気材料及び機器	14	ケーブル・電線	6
09	電気材料及び機器	15	送柱材料	34
			合 計	40

次年度建設資材価格調査 特別調査資材（事業所単独資材単価）

（単位：規格数）

項 目		規格数	備 考
事業所単独調査品目	配管材	1,817	
	鋼製二次製品	248	
	コンクリート二次製品	510	
	その他	276	
	計	2,851	

建設資材価格（定期、次年度）調査 一般調査（購入）資材

1. 地域資材単価

(単位：規格数)

市販図書名	定期調査											次年度調査
	4月調査	5月調査	6月調査	7月調査	8月調査	9月調査	10月調査	11月調査	12月調査	1月調査	合計	
積算資料・積算資料電子版	5,519	5,519	5,519	5,519	5,519	5,519	5,519	5,519	5,519	5,519	55,190	5,519
建設物価・web建設物価	5,979	5,979	5,979	5,979	5,979	5,979	5,979	5,979	5,979	5,979	59,790	5,979

2. 地区資材単価

(単位：規格数)

市販図書名	定期調査											次年度調査
	4月調査	5月調査	6月調査	7月調査	8月調査	9月調査	10月調査	11月調査	12月調査	1月調査	合計	
積算資料・積算資料電子版	157	157	157	157	157	157	157	157	157	157	1,570	181
建設物価・web建設物価	383	383	383	383	383	383	383	383	383	383	3,830	406

3. 市場単価、土木工事標準単価

(単位：規格数)

市販図書名	定期調査				次年度調査
	6月調査	9月調査	12月調査	合計	
土木施工単価	3,015	3,015	3,015	9,045	3,015
土木情報コスト	3,015	3,015	3,015	9,045	3,015

4. 機械器具賃料

(単位：規格数)

市販図書名	定期調査											次年度調査
	4月調査	5月調査	6月調査	7月調査	8月調査	9月調査	10月調査	11月調査	12月調査	1月調査	合計	
積算資料・積算資料電子版	565	565	565	565	565	565	565	565	565	565	5,650	565
建設物価・web建設物価	565	565	565	565	565	565	565	565	565	565	5,650	565

5. 仮設材損料基礎価格

(単位：規格数)

市販図書名	定期調査											次年度調査
	4月調査	5月調査	6月調査	7月調査	8月調査	9月調査	10月調査	11月調査	12月調査	1月調査	合計	
積算資料・積算資料電子版	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	1,350	135
建設物価・web建設物価	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	1,490	149

6. 仮設材賃料

(単位：規格数)

市販図書名	定期調査											次年度調査
	4月調査	5月調査	6月調査	7月調査	8月調査	9月調査	10月調査	11月調査	12月調査	1月調査	合計	
積算資料・積算資料電子版	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810	18,100	1,810
建設物価・web建設物価	1,820	1,820	1,820	1,820	1,820	1,820	1,820	1,820	1,820	1,820	18,200	1,820

7. 基準材料単価（施工パッケージ型積算方式）

市販図書名	次年度調査
積算資料・積算資料電子版	171
建設物価・web建設物価	173

※東京単価

合 計

(単位：規格数)

市販図書名	定期調査											次年度調査
	4月調査	5月調査	6月調査	7月調査	8月調査	9月調査	10月調査	11月調査	12月調査	1月調査	合計	
積算資料・積算資料電子版	8,186	8,186	8,186	8,186	8,186	8,186	8,186	8,186	8,186	8,186	81,860	8,381
建設物価・web建設物価	8,896	8,896	8,896	8,896	8,896	8,896	8,896	8,896	8,896	8,896	88,960	9,092
土木施工単価	/	/	3,015	/	/	3,015	/	/	3,015	/	9,045	3,015
土木情報コスト	/	/	3,015	/	/	3,015	/	/	3,015	/	9,045	3,015

産業廃棄物処理費調査

項 目		業者数	備 考
茨城県	産業廃棄物処理業者	121	
栃木県	産業廃棄物処理業者	99	
埼玉県	産業廃棄物処理業者	39	
千葉県	産業廃棄物処理業者	81	
静岡県	産業廃棄物処理業者	62	
計		402	

基礎単価平均化ツール 入力シート

○○調査会発行図書用

対象年月 20○○年 ○月号

公共事業労務費調査対象工事名簿

事業所名	工事名	調査方式		下請数 (予定)
		オンライン	書面	
茨城県内事業(務)所	未定	○		3
	未定	○		3
	未定		○	3
	小計			9
栃木県内事業(務)所	未定	○		3
	未定	○		3
	未定		○	3
	小計			9
埼玉県内事業(務)所	未定	○		3
	未定	○		3
	未定		○	3
	小計			9
千葉県内事業(務)所	未定	○		3
	未定		○	3
	未定		○	3
	小計			9
静岡県内事業(務)所	未定	○		3
	未定	○		3
	未定		○	3
	小計			9
計	15件	9件	6件	45

(建設資材価格随時調査内容及び予定品目数)

資材区分	調査対象資材	予定品目数 (全体)	
A	原則として、別紙-1に示す調査対象地域内の生産拠点等を対象に調査可能な資材等であつ、調査対象業者が確保されており、図面等によらない標準品(原則として市中流通品)ないし、市販図書掲載資材等に準ずるもの。	①同一資材10規格以下の調査を行う場合	44
		②同一資材11規格以上20規格以下の調査を行う場合	1
		③同一資材21規格以上30規格以下の調査を行う場合	1
B	原則として、別紙-1に示す調査対象地区内の生産拠点等を対象に調査可能な資材等であつ、現地あるいは周辺地区に調査員が実査に入る必要があり、図面等によらない標準品(原則として市中流通品)ないし、市販図書掲載資材等に準ずるもの。	①同一資材10規格以下の調査を行う場合	5
		②同一資材11規格以上20規格以下の調査を行う場合	1
		③同一資材21規格以上30規格以下の調査を行う場合	1
C	発注者側からの指定図面に基づく仕様で調査を実施する資材等である。ただし、簡易な資材等は除く。なお、簡易な資材等の判定は、以下の基準による。 ①市販図書掲載資材等に準ずるものであり、調査先、見積依頼先の選定が比較的容易である。 ②当該資材等または類似品の市場情報を保有し、調査から報告までに比較的時間を要しないもの。	①同一資材10規格以下の調査を行う場合	16
		②同一資材11規格以上20規格以下の調査を行う場合	2
		③同一資材21規格以上30規格以下の調査を行う場合	1
D	施設機械工事で使用する図面付き資材等(C資材区分)のうち、市販図書掲載品目に準じない機械・電気設備関連製品。(5資材まで)	19	
E	原則として、別紙-1に示す調査対象地区内の産業廃棄物処理許可業者(貸与資料参照)を基に、産業廃棄物処理価格を聞き取り調査する。(3~5社程度)原則として、中間処理を基本とするが、経済的に不利となる場合は最終処分とする。	3	
F	市場単価(材料費、労務費、機械経費等を含む価格)が存在する工事費。(施工条件が分かる図面等の添付有り。)	1	

なお、上記についての取扱は以下のとおりとする。

- 1) 同一品目となる資材であっても30規格を超えた場合は、別品目として資材区分を別途設定して扱う。
- 2) 同一品目となる資材であっても調査時期が異なれば別品目扱いとする。
- 3) 上記同様、同一資材であっても調査地点が異なる場合は別品目扱いとする。
- 4) 図面付き資材(C資材区分)であっても、標準品として判断される場合は、AまたはB資材区分の扱いとする。

建設資材価格随時調査資材

資材区分	該当資材名称の例		備考	
A	管類	鋼管（直管）、鋼製伸縮可とう管、フランジアダプター、鋼製継輪		
		FRPM管、FRP製曲管		
		ダクタイトル铸铁異形管、推進用ダクタイトル铸铁管		
		塩ビ管用継輪、管更生材、内面止水バンド		
		鋼管挿口・受口加工費、高密度ポリエチレン管		
		バルブ類	バタフライ弁、水道用仕切弁、急排空気弁	
		道路用資材	鋼製グレーチング、ガードレール	
		その他	簡易ゲート	
			ライナープレート	
			メッシュフェンス、防護柵、門扉	
	アルミ製建具、ガラス類、建築用資材			
	水圧計・土圧計、濁水処理装置、内面バンド			
	浮上防止バンド			
	B	コンクリート二次製品	ボックスカルバート、ユニカルバート、アーチカルバート	
			鉄筋コンクリート水路用L形、L型擁壁	
			鉄筋コンクリート大型フリューム	
RC床版、組立式マンホール、レジンコンクリート蓋				
自由勾配側溝、集水桝、笠コンクリート				
骨材、土石材類			山砂、砕砂	
			生コンクリート	
C		推進関係資材	掘進機用アダプタリング	
		各種特殊工法関係機械、資材	バルテムフローリング工法機械・資材一式	
	リフトイン工法機械・資材一式			
	鋼製支保工、鋼製スライディングフォーム			
	落橋防止装置	落橋防止装置		
	管類	鋼製異形管（曲管、T字管、片落管、テーパ管、ルーズフランジ短管等）		
	その他	可とう鋼矢板、可とう継手、圧力タンク、天井クレーン		
異形鋼矢板				
D	施設機械関係資材	除塵機		
		吐水槽計装盤、受電盤、制御盤		
		警報用放送装置		
		ポンプ、原動機		
	その他	門型クレーン		
E	産業廃棄物処理費	建設汚泥（推進工法汚泥等）処理費		
		草木、根株類処理費		
		石綿管処理費		
	産業廃棄物運搬費	泥水状汚泥バキューム車運搬費		
		泥水状汚泥蓋付箱型ダンプトラック運搬費		
F	市場単価が存在する工事費	内面止水バンド設置費		
		建築用建具類の設置費		
		刊行物掲載の市場単価の歯抜け規格、条件違い等		

重仮設材等保有量実態調査 対象業者

番号	都道府県	営業所所在地	重仮設材	敷鉄板	土留
1	茨城県	神栖市		○	
2	茨城県	つくばみらい市			○
3	茨城県	東茨城郡茨城町		○	
4	茨城県	筑西市		○	
5	茨城県	土浦市	○	○	○
6	茨城県	古河市			○
7	茨城県	水戸市		○	
8	茨城県	那珂郡		○	
9	茨城県	結城市		○	
10	栃木県	佐野市	○		
11	栃木県	宇都宮市		○	
12	栃木県	佐野市		○	
13	栃木県	小山市		○	
14	栃木県	小山市		○	
15	群馬県	渋川市	○	○	○
16	群馬県	高崎市	○	○	○
17	埼玉県	北本市	○		
18	埼玉県	東松山市		○	
19	埼玉県	比企郡		○	
20	埼玉県	秩父市		○	
21	千葉県	船橋市	○		
22	千葉県	千葉市若葉区		○	
23	千葉県	船橋市			
24	千葉県	市原市	○	○	○
25	千葉県	千葉市中央区		○	
26	千葉県	柏市	○		
27	千葉県	浦安市		○	
28	千葉県	鎌ヶ谷市	○	○	
29	千葉県	船橋市	○	○	
30	千葉県	野田市	○	○	
31	千葉県	野田市	○		
32	千葉県	印西市	○	○	
33	千葉県	浦安市	○		
34	東京都	千代田区	○	○	
35	東京都	港区	○	○	○
36	東京都	多摩市	○	○	○
37	東京都	中央区		○	
38	東京都	江戸川区	○	○	
39	東京都	中央区	○	○	
40	東京都	江東区	○	○	
41	東京都	港区	○	○	
42	東京都	中央区	○	○	
43	東京都	中央区		○	
44	東京都	中央区		○	
45	東京都	千代田区	○	○	
46	東京都	千代田区	○	○	
47	東京都	新宿区	○	○	
48	神奈川県	綾瀬市			○
49	神奈川県	綾瀬市			○
50	新潟県	新潟市	○	○	○
51	新潟県	新潟市	○	○	
52	山梨県	南都留郡富士河口湖町		○	○
53	長野県	上田市	○	○	
54	長野県	安曇野市			○
55	静岡県	掛川市		○	
56	静岡県	島田市		○	
58	静岡県	袋井市		○	
59	静岡県	浜松市		○	
60	静岡県	浜松市		○	
61	静岡県	磐田市		○	
62	愛知県	名古屋市		○	
63	愛知県	名古屋市	○	○	